

「財団法人スラバヤ日本人学校維持会」と「東ジャワジャパンクラブ」との統合内部運用規定

第1条 規定

- 1.1 本規定は、「EJJC統合内部運用規定」(以下「統合内規」という)と称し、協会である「東ジャワジャパンクラブ(略称:PJJT及びEJJC)」と「財団法人スラバヤ日本人学校維持会(略称YPSJS及び学校維持会)」の定款を一本化し、統合した内規であり、それぞれの法的定款に付随するものである。
- 1.2 日常の対内的運営は、この統合内規に従うものとする。
- 1.3 対外活動では、「東ジャワジャパンクラブ」「Perkumpulan Jepang Jawa Timur(略称:PJJT)」及び「財団法人スラバヤ日本人学校維持会」「Yayasan Pemilihan Sekolah Jepang Surabaya(略称:YPSJS)」使用し、それぞれの法的定款に従うものとする。

第2条 名称とその所在地

- 2.1 本会の名称を「Perkumpulan Japan Jawa Timur(インドネシア語)」、「東ジャワジャパンクラブ(日本語)」、「East Java Japan Club(英語)」- 略称: EJJCとする。(以下、「クラブ」という。)
- 2.2 本クラブの各種会議は、クラブ内会議室及びスラバヤ日本人学校(以下「学校」という。学校全資産の法的所有者はYPSJSである)内会議室、或いは事前に決められた場所において開催される。
- 2.3 本クラブは、事務局をスラバヤ市内に置く。

第3条 趣旨・目的(財団法に基づく)

本クラブの趣旨・目的は、社会的並びに人道的分野での奉仕活動とする。

第4条 活動内容

上記の趣旨・目的を達成するため、本クラブは下記の活動を行う。

4.1 社会的分野

- 4.1.1 会員相互の親睦・福祉。
- 4.1.2 日本・インドネシア両国の親善・文化交流。
- 4.1.3 両国間の通商及び経済協力を寄与することを目的とした活動。
- 4.1.4 奨学金支給、永山和子賞支給並びに日本語弁論大会への支援、その他外部団体への支援。
- 4.1.5 スラバヤ日本人墓苑(管理はPt Daimatu/石井家に依頼しており、維持費は同家とPJJTと折半)及びマラン日本人慰霊碑(管理・維持はPJJT負担)の維持・管理。
- 4.1.6 私設保育所、幼稚園、小中学校、高等教育のための学校、技能・トレーニング教育施設などの維持・管理・運営。
- 4.1.7 学習会、課外活動、講習会、研修会、職業訓練、教育に関する研究、他校との文化交流。
- 4.1.8 出版・印刷・図書館運営。
- 4.1.9 上記各項目に付帯または関連する一切の活動。

4.2 人道的分野

- 4.2.1 自然災害被災者への援助。
- 4.2.2 社会福祉分野の向上を目的としたこれら関連の団体及び施設への支援。
- 4.3 本クラブは、営利を目的としない。また特定の個人及び法人、その他の団体の利益を目的とした活動は行わない。
- 4.4 本クラブは、政治並びに宗教活動に関与しない。

第5条 設立とその設立期間

本クラブの設立日は2009年7月24日とし、その設立期間は無期限とする。

第6条 運営資金

本クラブは下記の資金により運営される。また運営資金は、すべて本クラブの趣旨・目的を達成するためだけに使用される。

- 6.1 総額 705万Rp(維持会は5万Rp、EJJCは7百万Rp)の寄付金による設立資金。
- 6.2 PJJTは別途定められる会員からの入会金及び会員費。
- 6.3 YPSJSは別途定められる会員からの入園料・入学金、保育料・授業料、施設使用料、学校維持援助金、クティンタン校舎建設負担金等。
- 6.4 YPSJSは別途定められる企業教育負担金等。
- 6.5 国・民間または第三者からの自発的な寄付金及び援助金。
- 6.6 ワカフ(寄進)。
- 6.7 ヒバ(政府からの寄贈)。
- 6.8 遺産寄贈。
- 6.9 その他本クラブの法的定款並びに現行法の規定に違反しない収入。

第7条 会員(会員制は、財団法では認められていないが、協会では認められる)

本クラブは、下記の会員により構成される。

7.1 名誉顧問及び名誉顧問夫人。

7.1.1 本クラブは在スバヤ日本国総領事並びに同夫人をクラブの名誉顧問及び名誉顧問夫人に委嘱する。この任期は特に定めず、また再任を妨げない。

7.1.2 名誉顧問・名誉顧問夫人からは、入会金並びに会員費を徴収しない。

7.2 顧問。

7.2.1 本クラブは有識経験者を理事会の承認を得て顧問に委嘱することができる。この任期は理事会にて決定するが、再任を妨げない。

7.2.2 顧問からは入会金並びに会員費を徴収しない。

7.2.3 本クラブは在スバヤ日本国総領事が指名する総領事館員2名を理事会の承認を得て顧問に委嘱することができる。この任期は理事会にて決定するが、その再任を妨げない。但し、総領事館員の顧問からは入会金並びに会員費を徴収する。

7.3 法人会員・準法人会員。

7.3.1 法人会員。

東ジャワ州にある駐在員事務所及び連絡所を有する日本法人並びに日系合併事業、事務所または工場を有する法人と自営の日系事業主である会員。

7.3.2 準法人会員。

東ジャワ州内で、技術提携や資本提携等の関係にある現地企業に経営及び指導の目的で駐在する個人会員が、法人部会への活動参加や情報入手等を目的として任意に法人部会に入会する会員。

7.4 個人会員。

個人会員は下記により構成され、年齢は20歳以上とする。

7.4.1 個人会員A

法人会員及び準法人会員である法人に所属する日本人または日系人。

7.4.2 個人会員B

日本国籍を有し、東ジャワ州に在住する日本人で、個人会員Aに該当しない者。

7.4.3 個人会員C

本クラブの趣旨・目的に賛同し、理事会が入会を認めた者。

7.4.4 個人会員D

個人会員A、B及びCの配偶者。

第8条 会員の権利・義務・資格消滅

8.1 会員は次の権利を持つ。

8.1.1 本クラブの趣旨・目的・活動内容を達成するために、選び、または選ばれて、奉仕活動に参加できる。

8.1.2 本クラブの施設が利用できると共に、クラブが主催・後援する活動にも参加できる。

8.2 入会及び退会・休会。

8.2.1 新たに会員になりたい法人または個人は、所定の書式に所要事項を記載し、クラブ事務局に申請しなければならない。

8.2.2 日本人駐在員が常駐して居なくても、東ジャワ関連の情報が欲しいとしてクラブ事務局に「入会届」を提出し、理事会で承認された場合、会員費を規定通り支払う事でEJJC会員の権利は確保出来る。

8.2.3 退会を希望する会員は、上記事務局にその旨を届け出ることとする。

8.2.4 既に会員資格を持っているが、諸般の情勢で一時的に日本人駐在員全員を日本や他国に引き揚げ、正常になれば再度常駐する事が明確で、EJJC退会の意志が無い場合、クラブ事務局に「休会届」を提出し休止中とすることができる。この場合会員費の支払いを止める。その後、戻ってきた時に「入会届」に切り替え、会員費の支払を再開する。尚、休会期間中は、総会での議決権は無い。

8.3 会員は次の義務を持つ。

8.3.1 会員は本クラブの統合内規を守らなければならない。また本クラブの活動に参加・協力・支援する義務を持つ。

8.3.2 理事会の議決事項を守らなければならない。

8.3.3 上記6. 2項、6. 3項及び6. 4項を別途規定の方法により期日までに支払わなければならない。

8.4 会員は次の場合その資格を失うものとする。

8.4.1 自己都合により本クラブを退会。

8.4.2 死亡。

8.4.3 会員として著しく不都合な行為があり、理事会で除名の議決がなされた場合。

8.5 会員が退会及び資格消滅をした場合、前納された運営資金は返却しない。

第9条 運営組織構成

- 9.1 本クラブは次の理事会役員により構成し運営される。この組織は添付の統合内規組織図のとおりとする。
- 9.1.1 常任理事(Pembina) - 登記が必要。(財団法に基づく)
 - 9.1.2 執行役員(Pengurus)- 登記が必要。(財団法に基づく)
 - 9.1.3 監査役(Pengawas)- 登記が必要。(財団法に基づく)
 - 9.1.4 運営役員 - 登記は不必要。
 - 9.1.5 参事 - 登記は不必要。
- 9.2 会員の中から次の理事会役員を選出し、理事会の承認を受けるものとする。その後、執行役員幹事長が同会長名で直近の本クラブ機関紙に広報すると共にクラブ事務局並びに学校事務局の掲示板に1ヶ月間公示する。
- 9.2.1 常任理事長: 1名
常任副理事長: 1名
常任理事: 1名以上
 - 9.2.2 執行役員会長(Ketua): 1名
執行役員副会長(Wakil Ketua): 1名以上
執行役員幹事長(Sekretaris): 1名(クラブ関連担当)
執行役員幹事(Sekretaris): 1名(学校関連担当)
執行役員会計(Bendahara): 1名以上
 - 9.2.3 監査役: 1名以上
 - 9.2.4 運営役員: 複数名
 - 9.2.5 参事: 複数名

第10条 理事会役員の資格

- 10.1 理事会役員の資格は個人会員A、B、C及びDの会員とする。
- 10.2 常任理事及び執行役員のうち、それぞれ1名以上はインドネシア共和国の国籍を有する会員とし、理事会の承認を受けた者(財団法に基づく)。
- 10.3 常任理事のうち1名は学校校長、あるいは理事会の承認を受けた者とする。
- 10.4 監査役として理事会の承認を受けた法人会員または準法人会員の代表者1名、あるいは在スラバヤ日本国総領事が指名した同総領事館員から1名。
- 10.5 運営役員は次の者とする。
クラブ企画運営委員長、学校企画運営委員長、クラブ事務局長、法人部会長、個人部会長、海外生活支援部会長、交流部会長、奨学部会長、会報部会長、安全連絡部会長、学校教頭、幼稚部園長または同副園長、PTA会長及び幼稚部父母会長。但し、理事会が決定した休会中のクラブ各部会長は除く。
- 10.6 参事は次の者とする。
- 10.6.1 在スラバヤ日本国総領事館代表1名。
 - 10.6.2 理事会役員が推薦する理事会役員候補者、または本人の申し出で、それぞれ理事会の承認を受けた者。

第11条 理事会役員の権限と義務

理事会役員は理事会に出席する義務と議決権を行使する権限を持つ。

- 11.1 常任理事。(Pembina) - 財団法に基づく。
- 11.1.1 常任理事は本クラブの支援・後援者的立場であり、対内・外活動・運営に協力する義務を有すると共に、常任理事会を開催しクラブの人事・合併・解散等の法的手続きを行う。
 - 11.1.2 常任理事は、執行役員及び監査役の役務を兼任できない。
 - 11.1.3 常任理事は辞任する権利を有する。この場合、辞任する常任理事は、辞任する30日前に書面で常任理事会に報告しなければならない。
- 11.2 執行役員。(Pengurus) - 財団法に基づく。
- 11.2.1 執行役員は取締役的立場であり、本クラブの維持・管理・運営業務全般を責任持って直接担当し、法廷の内外を問わず、クラブを代表する権限を持つ。
 - 11.2.2 執行役員は常任理事及び監査役の役務を兼任できない。
 - 11.2.3 執行役員は辞任する権利を有する。この場合、辞任する執行役員は、辞任する30日前に書面で常任理事会に報告しなければならない。
 - 11.2.4 執行役員会長は本クラブを代表し、クラブの維持・管理・運営業務を総括する。
 - 11.2.5 執行役員副会長は会長を補佐し、会長の要請により所要の業務を掌握し、また、会長に事故ある時は、指名によりその職務を代行する。
 - 11.2.6 執行役員幹事長はクラブ企画運営委員会の維持・管理・運営並びに活動に係わる総務的事務全般を担当し、クラブ企画運営委員長及びクラブ事務局長を兼務し、それぞれを統括する。但し、理事会の承認を得て、クラブ企画運営委員長とクラブ事務局長を別に指名することができる。

- 11.2.7 執行役員幹事は学校企画運営委員会(学校校長・教頭・学校事務長も委員)の維持・管理・運営並びに活動に係る校務全ての事項を担当し、学校企画運営委員長を兼務し、同委員会を統括する。日常の校務や会計業務は学校校長の管理の下、学校事務長以下が担当するが、学校校長の指示により教頭がこれらを監督するものとし、必要事項は同委員長にも報告するものとする。尚、学校事務長の選任は、学校校長・教頭とも協議の上、同委員長の推薦によりYPSJS理事会の承認を得るものとする。
- 11.2.8 執行役員会計はPJJT及びYPSJSの財務・経理・会計及び財産管理全般を担当する。但し、理事会の承認を得て、クラブ企画運営委員会及び学校企画運営委員会の収支会計責任者を別に指名する事が出来る。
- 11.3 監査役。(Pengawas)—財団法に基づく。
- 11.3.1 監査役は本クラブの維持・管理・運営並びに活動を執行する執行役員に対する監視と共に、忠告・助言・警告を与え監督する任務を持つ。
- 11.3.2 監査役はPJJT及びYPSJSの会計報告、財産目録や文書類のチェック、手元現金や銀行口座残高等のチェック等を執行役員会計にも指示し、これらを監査・監督を実行する権限を持つ。
- 11.3.3 監査役は常任理事・執行役員・運営役員・参事の役務を兼任できない。
- 11.3.4 監査役は辞任する権利を有する。この場合、辞任する監査役は、辞任する30日前に書面で常任理事会に報告しなければならない。
- 11.4 運営役員。
- 11.4.1 運営役員は実務執行機関の長として、本クラブの維持・管理・運営にあたり、理事会に必要な全ての事項を企画・立案・答申する任務を持ち、理事会に出席し議決する義務と権限を持つ。
- 11.4.2 各運営役員は必要に応じて、それぞれの委員会や部会を開催し、企画・立案や答申案を集約して理事会に付託し、理事会の承認を得てこれらを執行する。
- 11.4.3 運営役員は監査役の役務を兼任できない。
- 11.4.4 運営役員は辞任する権利を有する。この場合、辞任する運営役員は、辞任する30日前に書面で執行役員会長に報告しなければならない。
- 11.5 参事。
- 11.5.1 参事は理事会役員として本クラブの維持・管理・運営に参加・提言し、理事会に出席し議決する義務と権限を有する。
- 11.5.2 参事は監査役の役務を兼任できない。
- 11.5.3 参事は辞任する権利を有する。この場合、辞任する参事は、辞任する30日前に書面で執行役員会長に報告しなければならない。
- 11.6 学校幼稚部園長は、理事会の承認を得て、常任理事長または執行役員会長のいずれかが兼務する。

第12条 理事会役員の任期・交代及び報告義務

- 12.1 理事会役員の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とし、再任は妨げない。(なお、海外生活支援部長の任期は毎年1月1日より12月31日とする。)
- 12.2 理事会役員に空席が生じた場合は、その日から30日以内に理事会が会員の中から新たにこれを選出し、理事会で承認を得るものとする。但し、新任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 12.3 新任者名は、執行役員幹事長が同会長名で直近の本クラブ機関紙に広報すると共に、クラブ事務局及び学校事務局内掲示板に1ヶ月間公示される。
- 12.4 協会であるPJJTの常任理事・執行役員及び監査役に交代が生じた場合には、その日から30日以内に、常任理事長は執行役員会長経由クラブ事務局長に指示してクラブ事務局がWahyudi Notaris, Surabayaを通して書面で関連当局へ報告しなければならない。
財団法に基づくYPSJSの常任理事・執行役員及び監査役に交代が生じた場合には、その日から30日以内に、常任理事長は執行役員会長経由学校企画運営委員長と学校校長に指示して学校事務局がWahyudi Notaris, Surabayaを通して書面でインドネシア人権・法務省に報告しなければならない。

第13条 無報酬

本クラブの名誉顧問及び名誉顧問夫人、顧問、理事会役員及び各部会部員は、その任期中に行う役務に対し、いかなる報酬も受けないものとする。

第14条 理事会

- 14.1 PJJT及びYPSJSはその理事会の決定・承認をもって対内外的運営の最高意思決定機関とする。但し、第21条及び第22条の最終決定権を除く。
- 14.2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とし、定例理事会は原則として毎月1回開催し、臨時理事会は執行役員会長が必要と認められた時、または理事会役員から会議の目的たる事項を示して要請があった時に開催する。
- 14.3 理事会は理事会役員の2/3以上の出席、或いは委任状によって成立し、その議決は出席者の1/2以上の賛成による。但し、賛成・反対が同数の場合には、その提案は棄却となる(財団法に基づく)。

- 14.4 理事会は執行役員会長が議長を務める。同会長が出席できない場合には、同副会長が議長を務める。同副会長も出席できない場合には、同幹事長が議長を務める。
- 14.5 理事会は次の事項に対し議決もしくは承認する任務に当たる。
- 14.5.1 法的定款及び統合内規の変更。
 - 14.5.2 顧問の委嘱。
 - 14.5.3 会員の入会の承認及び除名の決定並びに学校学則第43条1項(1)及び第62条1項(1)に基づく入学・入園者の承認。学校幼稚部園長の指名及び承認。
 - 14.5.4 理事会役員の選出と承認及び解任。
 - 14.5.5 入会金・会員費・入園料・入学金・授業料・施設使用料・学校施設利用料・建設負担金・企業教育負担金等の額の決定。
 - 14.5.6 本クラブ各部会の休会及びその追加と廃止。
 - 14.5.7 各委員会規則及び各部会規則、学校学則、学校施設利用規則、クラブ案内書及び学校(幼稚部・小中学部)入園・入学案内書などの変更。
 - 14.5.8 クラブ事務局職員・学校教員(日本国政府より派遣される教職員を除く)及び学校職員の人事に関する事項。
 - 14.5.9 本クラブの維持・管理・運営並びに第4条に関する一切の事項。
 - 14.5.10 本クラブの方針・活動計画・年間予算案・会計報告・財産目録及び第15条の審議並びにその承認。
 - 14.5.11 合併・解散の議決及び解散時の清算人の選出。
 - 14.5.12 本クラブ名義の現金の貸し出し、固定資産の売買及びその名義変更、本クラブの財産を抵当・担保に入れることや第三者のための担保差入れ、並びに理事会役員及び事務局職員等の関係者や組織または団体との契約に関する審議並びに承認。
- 14.6 理事会のすべての会議は、執行役員幹事長またはその代理人により議事録が作成され、執行役員会長と監査役によって署名される(財団法に基づく)。
- 14.7 理事会の全ての議事録は、PJJTの場合はクラブ事務局で、YPSJSの場合は学校事務局で、それぞれが10年間保存・保管しなければならない。
- 14.8 理事会で議決もしくは承認された事項は、執行役員幹事長が同会長名で直近の本クラブ機関紙に広報すると共に、クラブ及び学校事務局内掲示板に1ヶ月間公示される。

第15条 会員総会又は年次報告会

- 15.1 執行役員は本クラブの業務活動内容に関する記録帳簿や、クラブの財務・経理・会計・財産目録諸書類を作成しなければならない。
- 15.2 執行役員は本クラブの会計年度終了後6ヶ月以内に、下記の年次報告書を作成し、理事会で承認を得るものとする。
- 15.2.1 前年度のクラブ活動と達成結果報告。
 - 15.2.2 年度末財産・資産報告、収支報告、財務諸表などから構成される会計報告。
 - 15.2.3 本クラブが第三者との取引を行い、クラブ側に権利・義務が生じた時にはこれらも年次報告に記載されなければならない。
- 15.3 年次報告書は事前に執行役員と監査役全員によって署名されなければならない。
- 15.4 会員総会又は年次報告会は定例理事会の中で開催され、執行役員会長が議長を務める。
- 15.4.1 会員総会に出席して議決権を持つ会員は、A会員、B会員、C会員とし、会員総会は、年度末時点の会員数(A会員、B会員、C会員の合計)も半数以上の出席(委任状を含む)によって成立し、それぞれの会員は、1票を投票する権利を持つ。
- 15.5 会員総会又は年次報告会は執行役員幹事長またはその代理人によって議事録が作成され、執行役員と監査役全員によって署名される。
- 15.6 理事会で承認された年次報告書は、執行役員幹事長が同会長名で直近の本クラブ機関紙に広報すると共に、クラブ及び学校事務局内掲示板に1ヶ月間公示される。その後、原本を学校事務局に、写しをクラブ事務局に保存・保管しなければならない。
- 15.7 下記に述べる事項が年次報告書に記載ある場合には、執行役員会長はインドネシア語の日刊新聞紙上に公表すると共に、事前に公認会計士によって監査されなければならない。この監査結果は執行役員会長によって理事会に報告されると共に、インドネシア人権・法務省と関係機関にもコピーが届け出される。
- 15.7.1 国家・外国・第三者から会計年度内に5億Rp以上の金額の援助を受けた場合。
 - 15.7.2 ワカフ(寄進)以外に200億Rp以上の資産を有する場合。

第16条 実務執行機関

- 16.1 本クラブはその維持・管理・運営を円滑に執行し、活動に必要な全ての事項に対して企画・立案・答申を理事会に付託する実務執行機関として、執行役員の下にクラブ企画運営委員会及び学校企画運営委員会を組織する。
- 16.2 上記委員会の組織構成及び運営に関する規則は、それぞれが別にこれを定め、理事会の承認を得るものとする。
- 16.3 本クラブ及び上記委員会は特定の活動に従事するため、または特定の問題に関し調査・立案・研究を行うために、理事会の決定により、小部会及び小委員会を設けることができる。
- 16.4 小部会並びに小委員会の組織・運営方法は、理事会において決定する。

第17条 事務局

- 17.1 PJJT及びYPSJSの事務局は各理事会の承認を得て、報酬を伴う職員を採用する事が出来る。採用された職員は会員としての資格を持ち、入会金や会員費等は徴収しない。
- 17.2 PJJTのクラブ事務局はクラブ事務局長の管理の下で事務全般を担当し、活動内容に関連する記録・帳簿・書類等全てを同事務局内に集中管理・10年間保存しなければならない。
YPSJSの学校事務局は、日々、学校校長の管理と指示のもとで教頭が監督して事務全般を担当し、活動内容に関連する記録・帳簿・書類等全てを同事務局に集中管理・10年間保存しなければならない。必要事項は同委員長にも報告するものとする。
尚、学校の施設関連等で問題発生時は、学校企画運営委員会で検討し、その結果を同委員長がYPSJS理事会に具申して最終承認を得て解決するものとする。

第18条 学校PTA会及び幼稚部父母会

- 18.1 執行役員会長は必要に応じて学校PTA役員会・総会及び幼稚部父母会役員会・総会の開催を要請し、諮問することができる。
- 18.2 執行役員会長は前項の諮問の結果、必要と認めた事項については、理事会の決定・承認を得るものとする。
- 18.3 学校PTA会と幼稚部父母会の構成・運営に関する規則などは、それぞれが別途に定め、理事会に報告するものとする。

第19条 会計年度

- 19.1 本クラブの会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 19.2 PJJT及びYPSJSの財産・資産は執行役員及び監査役が管理の全責任を持つが、執行役員会計が直接担当し、監査役が監査・監督する任務を持つ(財団法に基づく)
- 19.3 PJJT及びYPSJSはそれぞれの理事会の承認に基づき、第三者の公認会計士事務所にそれぞれの貸借対照表、収支報告書、年度末財産・資産報告書、キャッシュフローなどの財務・会計報告書作成及び監査を委託する事が出来る。(第11.2.8条を参照)
この会計報告書及び監査報告書は執行役員会長に提出された後、同会長が年次報告会で報告し、それぞれの理事会で承認を得るものとする。

第20条 法的定款及び統合内規の変更

- 20.1 法的定款の変更はできるが本クラブの趣旨・目的は変更できない。(財団法に基づく)。
- 20.2 法的定款及び統合内規の変更は理事会役員2/3以上が出席した理事会で、出席者の2/3以上の同意により議決される。
- 20.3 財団法人スラバヤ日本人学校維持会の名称及び活動内容に関する法的定款の変更は、常任理事会が学校事務局に指示して、公証人を通じてインドネシア人権・法務省の同意を得なければならない。上記以外の法的定款の変更は同じ手続きで同省に報告する。
- 20.4 法的定款の変更に伴い統合内規の更新が必要な場合は、執行役員会長によって更新され、理事会で承認後、執行役員幹事長が同会長名で直近の本クラブ機関紙に広報すると共にクラブ事務局及び学校事務局の掲示板に1ヶ月間公示される。

第21条 合併

- 21.1 本クラブの合併は、他の組織または団体を吸収・合併することにより実施でき、吸収・合併される組織または団体は清算することなく消滅し、その全ての債権債務は合併を受け入れた組織または団体に移管される。
- 21.2 本クラブのは次の場合に合併される。
 - 21.2.1 本クラブが他の組織または団体からの援助なしではその活動ができない場合。
 - 21.2.2 同様な活動内容の組織または団体が合併を受け入れる場合。
 - 21.2.3 合併を受け入れる組織または団体が定款や公序良俗に反する行為を犯したことがないこと。
- 21.3 本クラブの合併案は執行役員会長が理事会に提案する。
- 21.4 合併される側と合併する側の各執行役員会長は、合併計画案を作成し、それぞれの理事会の議決を得るものとする。
- 21.5 本クラブの合併は、次の事項に対し理事会で議決後、執行役員会長が臨時会員総会を招集し、出席者の3/4以上の同意により最終決定となるが、事前に日本政府の承認を得るものとする。
 - 21.5.1 合併の必要性。
 - 21.5.2 合併計画案。
 - 21.5.3 合併証書案。
 - 21.5.4 合併による法的定款内容の変更。
- 21.6 合併計画案は臨時会員総会で決定後、常任理事会が学校事務局に指示して、公証人を通じて法的手続きを行い、合併証書に記載される。
- 21.7 財団法人スラバヤ日本人学校維持会(以下、本財団法人という)の合併に関する法的手続きは財団法に基づき次の通りとする。
 - 21.7.1 常任理事の3/4以上が出席した常任理事会で、出席者の3/4以上の同意により最終決定される。
 - 21.7.2 本財団法人の合併証書及び定款変更書はインドネシア人権・法務省に届け出し、承認を得なければならない。この承認は、申請書が受理された日付から60日以内に出される。もしこの期間内に承認も拒否もなかった場合は、同省が承認したものとする。合併はこれら承認日から有効となる。

- 21.7.3 本財団法人の定款に変更のない合併、またはインドネシア人権・法務省の承認を必要としない定款変更による合併は、合併証書の署名日または合併証書で定める他の日付をもって合併は有効となる。
- 21.7.4 本財団法人が合併を受け入れた場合、執行役員幹事長は同会長名で合併が有効になった日付から30日以内にインドネシア語の日刊新聞紙上に合併公告をしなければならない。
- 21.7.5 本財団法人が合併を受け入れた場合、消滅する財団法人の全ての債権債務を継承すると共に、その合併の発効後、執行役員幹事長は同会長名で直近の本クラブ機関紙に広報すると共に、クラブ及び学校事務局内掲示板に1ヶ月間公示する。
- 21.7.6 本財団法人が吸収・合併された場合は、事前に清算することなく合併を受け入れた財団法人に全ての債権債務を移管し、合併有効日に法的に消滅する。但し、本財団法人の常任理事は、合併を受け入れた財団法人の常任理事となる。

21.8 協会の合併についても本第21条が適用される。

第22条 解散

22.1 本クラブは次の場合に解散される。

22.1.1 定款に規定された目的を達成した、または達成できなくなった場合。

22.1.2 下記の理由で裁判所から最終審判決が下された場合。

22.1.2.1 本クラブが社会的秩序・礼儀に違反した場合。

22.1.2.2 本クラブの破産が明らかになった後、負債の返済が不可能になった場合。

22.1.2.3 本クラブの資産だけでは本クラブの維持・管理・運営ができなくなった場合。

22.2 上記22. 1. 1項の理由で本クラブが解散する時には、理事会は本クラブの資産を清算するための精算人を選出する。精算人が選出されなかった時は執行役員が清算人となる。

22.3 裁判所の決定で本クラブが解散する時には、裁判所が精算人を選出する。

22.4 本クラブの解散は理事会での議決後、執行役員会長が臨時会員総会を招集し、出席者の3/4以上の同意により最終決定となるが、事前に日本政府の承認を得なければならない。

22.5 破産による本クラブの解散には破産に関する法律が適用される。

22.6 本クラブの解散時には清算人が資産を管理し、本クラブは法的行為を行うことはできない。

22.7 本クラブが清算中の時は全ての書類には本クラブ名の後に「清算中(DALAM LIKUIDASI)」と記載されなければならない。

22.8 財団法人スラバヤ日本人学校維持会(以下、本財団法人という)の解散に関する法的手続きは財団法に基づき次の通りとする。

22.8.1 常任理事の3/4以上が出席した常任理事会で、出席者の3/4以上の同意により最終決定される。

22.8.2 清算人は選任日から5日以内にインドネシア語の新聞紙上に、本財団法人の解散と清算手続きについて公表しなければならない。

22.8.3 清算人は清算手続き終了日から30日以内にインドネシア語の新聞紙上に、本財団法人の清算結果を公表しなければならない。

22.8.4 清算人は清算手続き終了後から7日以内に本財団法人の解散報告を常任理事会に報告しなければならない。これを受けて常任理事長は、在スラバヤ日本国総領事に本財団法人の解散報告をする。

22.8.5 上記22. 8. 3項及び22. 8. 4項が行われなかった場合には、第三者に対する本財団法人の解散は無効となる。

22.9 協会の解散についても本第22条が適用される。

第23条 清算後の残余資産(財団法に基づく)

23.1 本財団法人の清算後に残存した資産は、事前に日本政府の承認を得た上で、本クラブと同様の趣旨・目的を持つ他の組織または団体・公益法人あるいはインドネシア共和国に、本クラブ名で常任理事会が寄付するものとする。

23.2 協会の清算後の残余資産は、有効な法令に異なる定めがない限り、会員間で分配される。

第24条 その他の規定

この統合内規に定めのない事項は理事会において決定される。

第25条 発効

この統合内規は2009年7月24日をもって発効する。

改訂 2009年11月26日

改訂 2012年7月26日

改訂 2014年7月14日

改訂 2015年1月27日

改訂 2017年3月23日

改訂 2021年2月23日

改訂 2022年3月22日

改訂 2023年1月24日